

社会福祉法人ほのぼの会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほのぼの会（以下「この法人」という。）定款第10条第3号の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席、職員として給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

- 4 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、下記第4条の規程により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 5 理事長、理事、監事及び評議員の退任に際しては、別記6に定める退任慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の理事長の報酬月額は、別記1「理事長の報酬」に定める額とし、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別記2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 監事の報酬は、別記4「監事の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員が職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、別記5「出張旅費基準」に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月28日に支払うものとする。

なお、支給日が土・日・祝日に当たる場合は、前営業日に支払うもの

とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付則

この規程は、平成29年6月25日（定時評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付則

この規程は、令和2年4月1日一部改正し施行する。

付則

この規程は、令和3年10月12日一部改正し、令和3年7月1日から適用する。

付則

この規程は、令和4年8月3日一部改正し施行する。

付則

この規程は、令和5年3月25日一部改正し、令和5年4月1日から適用する。

別記1 理事長の報酬

理事長：月額250,000円

別記2 非常勤理事の報酬

理事：理事会・評議員会等出席の都度、8,000円

別記3 評議員の報酬

評議員：評議員会等出席の都度、8,000円

別記4 監事の報酬

監事：監事会、理事会及び評議員会等出席の都度、10,000円

別記5 役員及び評議員の出張旅費基準

| 区分          | 旅費                         |
|-------------|----------------------------|
| 鉄道賃         | 旅客運賃、急行運賃<br>特別車両料金、座席指定料金 |
| 船賃          | 旅客運賃、特別船室料金                |
| 航空賃         | 旅客運賃                       |
| 日当          | 3,000円                     |
| 宿泊料<br>(1泊) | 県内 13,300円                 |
|             | 県外 14,800円                 |

別記6 退任慰労金

| 役職    | 金額      |
|-------|---------|
| 理事長   | 30,000円 |
| 理事・監事 | 20,000円 |

|     |          |
|-----|----------|
| 評議員 | 10,000 円 |
|-----|----------|